

情報指定及び管理等

令和 6 年 9 月 12 日
内閣府

重要経済安保情報の指定（法 3 条 1 項）

「行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る**①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの**（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）を、重要経済安保情報として指定するものとする。」

運用基準では、各行政機関が保有する情報について、以下の 3 要件への該当性を判断する際の基準を規定。

情報指定要件該当性① 重要経済基盤保護情報であること（重要経済基盤保護情報該当性）

情報指定要件該当性② 公になっていないこと（非公知性）

情報指定要件該当性③ 漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であること（秘匿の必要性）

情報指定要件該当性①（重要経済基盤保護情報該当性）

重要経済基盤の定義（法2条3項）

- 我が国の国民生活又は経済活動の**基盤となる公共的な役務**であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの**提供体制**
→「**基盤公共役務の提供体制**」
- 国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる**重要な物資（プログラムを含む。）の供給網**
→「**重要物資の供給網**」

基盤公共役務

- 国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会的混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穏を損なう事態が生じ得るもの
- 広範囲又は大規模な社会的混乱を生じないものであっても、国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの
- 具体的には、経済安全保障推進法上の特定社会基盤事業（基幹インフラ）、サイバーセキュリティ基本法に基づく重要インフラ等が含まれる。

重要物資

- 当該物資の供給が停止又は低下することにより、我が国及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれがあるため、当該物資の安定供給確保を図ることが特に必要と認められる重要な物資
- 具体的には、経済安全保障推進法上の特定重要物資が含まれるが、これに限らず安定供給確保を図ることが特に必要と認められる重要物資はこれに含まれる。

情報指定要件該当性①（重要経済基盤保護情報該当性） 続き

重要経済基盤保護情報の定義（法2条4項1号～4号）

- ① **外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置**又はこれに関する計画若しくは研究
- ② **重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報**であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した**外国の政府又は国際機関からの情報**
- ④ ②③に掲げる**情報の収集整理又はその能力**

情報指定要件該当性①（重要経済基盤保護情報該当性） 続き

※下記の重要経済基盤保護情報の類型に該当する情報の全てが重要経済安保情報に指定されるのではなく、そのうち後述の「非公知性」「秘匿の必要性」を満たすもののみが重要経済安保情報の指定対象であることに留意。

①外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置等※

【情報類型の例】

○基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等

- 基盤公共役務を提供する事業者等の施設・設備等の安全確保に関する措置
 - ✓ 施設・設備等の導入・維持管理に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置
 - ✓ 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置
- 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者等が保有する技術・知識・データ・人員等、役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し、外部から行われる行為からの保護措置

○重要物資の供給網を保護するための措置等

- 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置
- 重要物資の生産や物流に関わる事業者の施設・設備等に対する物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置
- 重要物資の生産や物流に関わる事業者の経営や、事業者が保有する技術、知識、データ、人員等、重要物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置

※基本的に行政機関が講じる措置に関する情報を想定

情報指定要件該当性①（重要経済基盤保護情報該当性） 続き

②重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの※

【情報類型の例】

○重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの

- 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
 - ✓ 基盤公共役務を提供する事業者等の施設・設備等の脆弱性に関する情報
 - ✓ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者等が保有する技術・知識・データ・人員等、役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報
- 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
 - ✓ 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報
 - ✓ 重要物資の生産や物流に関わる事業者の事業用の施設・設備等の脆弱性に関する情報
 - ✓ 重要物資の生産や物流に関わる事業者の経営や、事業者が保有する技術・知識・データ・人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報

○重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの

- 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報
- 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む）における技術に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報
- 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報

○その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

※基本的に行政機関が調査・分析・監督・審査等を通じて得た、もしくは外国政府等から入手した情報を想定

情報指定要件該当性①（重要経済基盤保護情報該当性） 続き

③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報

【情報類型の例】

- ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む）

④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力

【情報類型の例】

- ②及び③に掲げる情報の収集整理又はその能力

情報指定要件該当性②（公になっていないこと（非公知性））

- 「非公知性」の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行う
- 当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない
- 非公知性の判断については、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し、個別具体的にを行う

情報指定要件該当性③（漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあること（秘匿の必要性））

秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- 安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力などが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃（重要経済基盤毀損活動を含む）が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難になったりすることとなる
- 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、当該外国の政府等との安全保障協力が滞る

など、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行う

指定に際し、特に遵守すべき事項

重要経済安保情報を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない

- 指定要件の該当性判断は、厳格に行い、重要経済安保情報として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとする
- 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと
- 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること
- 重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、これを重要経済安保情報に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること

指定期間の設定

- 法では「5年を超えない範囲」とされているところ、経済安全保障をめぐる情勢については変化が速いことを踏まえ、適切であると考えらえる期間を定めるものとする
- 重要経済基盤の脆弱性の解消や外国政府等との交渉の終了その他一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を明らかにする
- 行政機関の長は、年1回以上定期的に職員に点検させる

指定期間の延長

- 行政機関の長は、指定期間の満了時においてもなお指定要件を満たすときには、5年を超えない範囲内において、延長期間を定めるものとし、通じて30年を超えることができない。なお、内閣の承認を得た場合については、60年まで延長可能（外国政府等との交渉への影響がある場合などについては、この限りでない）
- 指定の有効期間を延長するときには、情報に関する状況の変化や非公知性及び秘匿の必要性について、改めて点検し、延長する必要があると判断した場合には、その理由を付した上で、延長手続きを行う
- 情報の一部が指定要件を満たさない場合、延長は残余部分のみとする
- 指定期間を延長した際には、当該行政機関において情報の取扱いの業務に従事する職員に対して、有効期間が満了する年月日を周知を行うとともに、適合事業者及び他行政機関等に提供している場合には、当該適合事業者及び行政機関に通知を行う
- 上記通知を受けた適合事業者は、当該情報の提供に先立ち締結した契約に基づき、従業者に周知を行う

指定効力の失効

①指定期間を満了し、期間延長事由に該当しない場合

②指定の有効期間内であっても、指定理由の点検に伴い、要件を満たさないと認め、指定を解除する場合

については、指定の効力を失うことから、重要経済安保情報管理者は、指定の効力が失われたことが明確に分かるよう表示を適切に行うとともに下記の措置を講じる

（周知等に関する措置）

- 情報の取扱いの業務に従事する職員に周知するとともに、当該情報の取扱いの業務に従事していた者が有効期間について確認する事ができるようにするものとする（他行政機関等に提供している場合には、提供先行政機関等へ通知を行い、通知を受けた行政機関等により周知及び確認ができるようにする）
- 適合事業者が重要経済安保情報を提供している場合には、適合事業者は当該情報の提供に先立ち締結した契約に基づき、従業者への周知及び表示など適切に対応するものとする

（行政文書の管理に関する措置）

行政機関の長は、「特定行政文書ファイル」（仮称）について、公文書管理法に基づき、適切に保存期間を設定する。その上で、

- 指定の有効期間が通じて30年を超える情報で、保存期間が満了したものは、歴史公文書等として国立公文書館等に移管する
- 指定の有効期間について、30年を超えることについて内閣の承認が得られなかった場合、法第4条第6項の規定に基づき、保存期間の満了とともに国立公文書館等に移管する
- 指定の有効期間が30年以下の情報であって、保存期間が満了したものは、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、歴史公文書等に該当しないものについては、内閣総理大臣の同意を得て廃棄する

不適切な指定、解除及び管理がなされた場合の対処

- 行政機関の長は、重要経済安保情報を取り扱う者が、その指定や解除及び管理が重要経済安保情報保護活用法及び運用基準等に従っていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口を設置し、公表する
- 通報を受理した行政機関の長は、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合には必要な調査を行い、指定や延長及び解除が重要経済安保情報保護活用法及び運用基準などに従っていないと明らかになった場合は、速やかに指定の解除など適切な措置を講じる
- 通報処理に関与した職員は通報者の個人情報のみだりに他人に知らせてはならず、行政機関の長は、通報者に対し、通報したことを理由として不利益な取り扱いをすることがないように適切な措置を講じなければならない
- 法附則第9条の規定を踏まえ、内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正に関し、特定秘密保護法運用基準における措置を参照しつつ、重要経済安保情報保護活用法の運用基準に所要の規定を定める

(参考) 特定秘密保護法における内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正等

- 内閣府独立公文書管理監は、指定及び解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が、特定秘密保護法及び運用基準等に従って行われているか検証・監察を行い、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密を含む資料の提出・説明及び実地調査を行うことができる
- 内閣府独立公文書管理監は、指定及び解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が、特定秘密保護法及び運用基準等に従って行われていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、是正を求めるものとする
- 特定秘密を取り扱う者は、その指定や解除及び管理が特定秘密保護法及び運用基準等に従っていないと思料する場合には、内閣府独立公文書管理監に通報することができる
- 適合事業者において、漏えいを含む不適切な管理がなされていた場合には、情報を提供した行政機関による契約解除及び違約金の請求権含む措置が可能となるよう、提供に先立ち締結する契約で必要な条項を定める

行政職員のリテラシー向上

- 本来指定されるべき情報がきちんと指定されずに保全されないことも、指定されるべきではない情報が過剰に指定されることもいずれも問題であり、正しく指定対象が見極められるよう行政職員のリテラシー向上が必要
- 行政機関の長は、職員が経済安全保障及び適切な情報管理に関する研鑽を積む機会を設けるとともに、内閣府は各行政機関に対し必要な協力を行う

保護管理体制

- 行政機関の長は、重要経済安保情報を取り扱う部局の局長またはこれに準ずる者を「重要経済安保情報管理者」に指定し、表示及び指定等に伴う周知など重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する
- 行政機関の長は、重要経済安保情報の適切な保護のために必要となる事項を定めた「保護規程」を策定する
- 行政機関の長は、重要経済安保情報を含む行政文書ファイルを「特定行政文書ファイル」（仮称）として管理する
- 適合事業者については、法第10条第3項第2号に規定する「業務管理者」を契約で定めるとともに、業務管理者は表示や保管など重要経済安保情報を適切に保護・管理するための措置を講じる

（参考）行政機関における体制整理表

	役割	想定役職
重要経済安保情報管理者	重要経済安保情報の保護に関する業務を管理 適合事業者の認定	局長又は準ずる者
保全責任者	重要経済安保情報の保護に関し、管理者を補佐	局長又は準ずる者の補佐役 として適当な者
適性評価実施責任者	適性評価に関する事務を総括	官房長、局長又は準ずる者
苦情処理責任者	苦情処理に関する事務を総括	官房長、局長又は準ずる者

- ・ 情報指定に際し、我が国の手の内を晒すことはできないという安全保障上の要請を踏まえつつ、「重要経済基盤保護情報」や「秘匿の必要性」の明確化を図れているか
- ・ 指定期間の延長及び解除に際し、政府機関のみならず適合事業者及びその従業者に対しても必要な周知がなされる仕組みが構築されているか
- ・ 不適切な指定や解除がなされた際の対処として、通報者の保護を含め実効的な仕組みが構築されているか
- ・ 行政機関のリテラシー向上に向けた取組としては十分か
- ・ 重要経済安保情報を保有する行政機関及び適合事業者が、適切な保護及び管理を図るための体制が構築できているか